資料3

委員提出資料

「特別区設置の日」について（維新案）

大阪維新の会
令和８年11月10日

１　基本的な考え方

◆ 組織体制の整備、システムの改修、庁舎の改修等、必要な準備を行うためには、移行期間は長く確保することが望ましい

◆ 市長、知事、地方議員の任期は4年間であり、特別区設置が決定した後、4年以内に特別区を設置することが一定の目安

住民サービスを間断なく提供するため、特別区設置の日は、住民投票の日から概ね3～4年後とする

2　具体的な設置の日の検討

①設置する年（視点：設置準備の必要期間）

	2027年度（令和9年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）	2030年度（令和12年度）	2031年度（令和13年度）
設置準備必要期間（見込み）	春 住民投票	準備期間３年程度		４年程度	

2030年度　春　／　2031年度　春

②設置する月日（視点：住民サービス（住民対応窓口）への配慮、システムの安全な移行）

視点	留意点	前年度（3月）	第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
住民サービスへの配慮	窓口（保健福祉サービスなど）が混雑する時期への配慮	転居シーズン	窓口繁忙期間			
システムの安全な移行	安全な改修移行に少なくとも4日間の閉庁日が必要		ゴールデンウィーク		年末 1月1日 年始	

《備考》平成11年～平成26年の市町村合併（649件）のうち、約8割は年度後半（10月～3月）に実施

◆ 設置する年については、設置準備の必要期間を見込み、最短の場合、2030年度となる

◆ 加えて、設置する月日については、**住民サービス（住民対応窓口）への配慮、**住民サービスの提供に欠かせない**システムを安全に移行する観点を踏まえ、4日間以上の閉庁日が確保できる年末年始**とする

➡ 特別区設置の日は、2031年（令和13年）1月1日

《参 考》

・2027年度（令和９年度）～2031年度（令和13年度）の主要日程等

	2027年度 （令和９年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）	2030年度 （令和12年度）	2031年度 （令和13年度）
主要日程等	2027.4 住民投票 統一地方選	夏 参議院選	2030.2 衆議院 任期満了	2031.1 特別区設置	2031.4 統一地方選

・2030年度（令和12年度）、2031年度（令和13年度）の大型連休の状況

年度	ゴールデンウィーク	シルバーウィーク	年末年始
2030（令和12）	４日間〈5/3(金)～6(月)〉	なし（３日間のみ）	９日間〈12/28(土)～1/5(日)〉
2031（令和13）	４日間〈5/3(土)～6(火)〉	–	–

・前回協定書の場合

	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R４）	2023年度（R5）	2024年度（R6）
主要日程等	2020.11 住民投票	2021.10 衆議院選	2022.7 参議院選	2023.4 統一地方選 知事市長選	2025.1 特別区設置 2024.10 衆議院選

・前々回協定書の場合

	2015年度（H27）	2016年度（H28）	2017年度（H29）
主要日程等	2015.5 住民投票 2015.4 統一地方選 2015.11 知事市長選	2016.7 参議院選	2017.4 特別区設置 2017.10 衆議院選